

練馬区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 9 5 号

練馬区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区職員の給与に関する条例施行規則（昭和50年 3 月練馬区規則第29号）の一部をつぎのように改正する。

第 5 条第 2 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「以上」のつぎに「（満18歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日まで
の間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）」を加える。

付 則

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年10月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの間におけるこの規則による改正後の練馬区職員の給与に関する条例施行規則第 5 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年12月練馬区条例第38号）付則第 9 項に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。